

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府}農林水産省令第十六号）

改正案	現行
（付随業務） 第五十八条（略） 2 （略） 3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である法第五十四条第四項第十号に規定する外国銀行（農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としてい る外国銀行に限る。）の業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）とする。 一 法第七十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可 二 法第七十二条第五項ただし書の規定による認可 4 （略） 5 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。	（付随業務） 第五十八条（略） 2 （略） （新設） 3 4 （略） 4 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

6 | 三
(略) (略)

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。第六十条において「商品デリバティブ取引」という。）

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

(新設)

(新設)

5 | 三
(略) (略)

〔算定割当量の取得等〕

第五十八條の二 法第五十四條第七項第五号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（特定取引勘定）

第六十五條 （略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。

一〇十一 （略）

十二 第五十八條第五項第二号に掲げる取引

十三 （略）

十四 第五十八條第五項第三号に掲げる取引

十五 （略）

十六 法第五十四條第七項第二号の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ

（新設）

（特定取引勘定）

第六十五條 （略）

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。

一〇十一 （略）

十二 第五十八條第四項第二号に掲げる取引

十三 （略）

十四 第五十八條第四項第三号に掲げる取引

十五 （略）

十六 法第五十四條第七項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

ブ取引

十七 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十八 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第五号まで及び第十六号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十八条第五項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の

(新設)

十七 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第五号まで及び第十六号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第五十八条第四項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の

数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的方法により算定した額

四 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ (略)

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八十五条の四十一第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等（ハ及び第八十五条の四十一第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等

数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的方法により算定した額

四 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ (略)

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年

、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニスト（略）

三（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告の類似行為）
第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第八十五条の四十四及び第百四十七条の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第八十五条の四十四及び第百四十七条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一〇三（略）

法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニスト（略）

三（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告の類似行為）
第八十五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第百四十七条の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第百四十七条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一〇三（略）

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。
)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の二十四第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第八十五条の二十七までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第八十五条の二十九 農林中央金庫は、法第五十九条の四の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第八十五条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。
)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の二十四第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第八十五条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(新設)

二 所属外国銀行（法第五十九条の四に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 農林中央金庫と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
七 農林中央金庫と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十九条の四に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法に関する事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第八十五条の三十 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む事務所の設置、廃止又は位置変更に関する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三 所属外国銀行が、農林中央金庫の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を農林中央金庫及び当該取引先以外の者に漏らし

（新設）

、又は自己若しくは農林中央金庫及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

四 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所屬外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

五 契約の期間、更新及び解除に関する事項

六 外国銀行代理業務の内容の店頭揭示に関する事項

七 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第八十五条の三十一 第八十五条の二十九第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う所屬外国銀行の業務の種類

二 取り扱う所屬外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に規定する外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十九条の八において読み替えて準用する銀行法（第八十五条の五十八から第八十五条の七十二までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

(新設)

、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が農林中央金庫と他の者を誤認すること防止するための体制

（契約の種類）

第八十五条の三十二 法第五十九条の七において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第八十五条の五十七までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の主務省令で定めるものは、特定預金等契約とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）

第八十五条の三十三 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の

（新設）

（新設）

二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第八十五条の三十四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った農林中央金庫のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（新設）

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）

第八十五条の三十五 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準

用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う農林中央金庫との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は農林中央金庫の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う農林中央金庫の使用に係る電子計算機に

（新設）

備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力すること

により書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十二条の二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合

するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は農林中央金庫の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の相手方に対して情報通信の技術を利用する方法の提供の承諾を得る際に示すべき電磁的方法の種類及び内容）

第八十五条の三十六 令第十二条の二第一項及び第十二条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第八十五条の三十九第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（新設）

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第八十五条の三十七 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第八十五条の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。

（新設）

（新設）

（）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った農林中央金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した同意の取得）

第八十五条の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

（新設）

ロ 農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、農林中央金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

ニ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、農林中央金庫がファイルへの記録を出し、力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第八十五条の四十 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基

（新設）

2|

づく出資の合計額が三億円未満であること。

準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の主務省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第八十五条の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二

(新設)

号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第八十五条の四十三において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第五十九条の三に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金

等

二 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に農林中央金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第八十五条の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める場合は、農林中央金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を農林中央金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

(新設)

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の主務省令で定める日は、農林中央金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第八十五条の四十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項の規定による承諾を行った農林中央金庫のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為)

第八十五条の四十四 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

(新設)

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする農林中央金庫の商号又はその通称

ハ 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第八十五条の五十五までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第八十五条の五十一第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第八十五条の五十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第八十五条の四十五 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結

（新設）

の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 農林中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十二条の四第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十五条の四十六 令第十二条の四第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して顧客の判断に影響

（新設）

響を及ぼす重要事項)

第八十五条の四十七 令第十二条の四第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農林中央金庫の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容について誇大広告をしてはならない事項)

第八十五条の四十八 準用金融商品取引法第三十七条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約の解除に関する事項

二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付

(新設)

(新設)

書面の記載方法

第八十五条の四十九 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法

(新設)

第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第八十五条の五十三第一項第十一号に掲げる事項

二 第八十五条の五十三第一項第十二号に掲げる事項

3 農林中央金庫は、契約締結前交付書面には、第八十五条の五十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する情報の提供の方法)

第八十五条の五十 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定

(新設)

による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の五十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十五条の五十三第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第八十五条の四十九に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第八十五条の五十六までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次

（新設）

に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第八十五条の五十六第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 第八十五条の二十二第二項の規定は、前項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を

適用する。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面に記載する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十五条の五十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四

号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第八十五条の五十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七

号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 商品の名称（通称を含む。）

三 預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十

五条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別

四 受入れの対象となる者の範囲

五 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

（新設）

（新設）

	六	最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
	七	払戻しの方法
	八	利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
	九	付加することのできる特約に関する事項
	十	預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
	十一	顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項
	イ	当該指標
	ロ	当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
	十二	所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
	十三	次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
	イ	市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
	ロ	法第五十四条第四項第十六号に規定する金融等デリバティブ

取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が所属外国銀行に連絡する方法

十七 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第八十五条の五十四 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

一	所屬外国銀行の商号
二	預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
三	預金保険法第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法第五十条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
四	預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
五	払戻の方法
六	利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
七	預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
八	当該特定預金等契約の成立の年月日
九	当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
十	顧客の氏名又は名称
十一	顧客が所屬外国銀行に連絡する方法
（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）	
第八十五条の五十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
一	外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締

（新設）

結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第八十五条の二十二第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したもの

とみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）

第八十五条の五十六 準用金融商品取引法第三十八条第六号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十五条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあ

（新設）

つては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（外国銀行代理業務に係る特定預金等契約に関して特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第八十五条の五十七 準用金融商品取引法第四十五条ただし書の主務省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の

（新設）

適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第八十五条の五十八 農林中央金庫は、所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（準用銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行及び当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに同法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、農林中央金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 農林中央金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間

(新設)

までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 農林中央金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、農林中央金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 準用銀行法第五十二条の二の六第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第八十五条の五十九 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に關する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

(新設)

三 代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に農林中央金庫から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を営む事務所の廃止に当たっては、当該事務所の顧客に係る取引が、他の事務所へ支障なく引き継がれる等、当該事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に関する届出）

第八十五条の六十 準用銀行法第五十二条の二の九第一項第七号の業務省令で定める場合は、発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して遅滞なく農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（新設）

（標識の様式）

第八十五条の六十一 準用銀行法第五十二条の四十第一項の主務省令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。

（新設）

（分別管理）

第八十五条の六十二 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十の三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（新設）

（明示事項）

第八十五条の六十三 準用銀行法第五十二条の四十四第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする

する外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(預金者等に対する情報の提供)

第八十五条の六十四 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(農林中央金庫が締結する契約との誤認防止)

第八十五条の六十五 農林中央金庫は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 契約の主体が、農林中央金庫ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他農林中央金庫が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第八十五条の六十六 農林中央金庫は、第八十五条の六十三第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

〔外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置〕

第八十五条の六十七 農林中央金庫は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等（外国の法令等を含む。）を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

（新設）

〔農林中央金庫の密接関係者〕

第八十五条の六十八 準用銀行法第五十二条の四十五第三号の主務省令で定める農林中央金庫と密接な関係を有する者は、農林中央金庫の特定関係者（法第五十九条に規定する特定関係者をいい、農林中央金庫の子会社を除く。）とする。

（新設）

〔顧客の保護に欠けるおそれのないもの〕

第八十五条の六十九 準用銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものは、農林中央金庫が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（新設）

〔外国銀行代理業務に係る禁止行為〕

第八十五条の七十 準用銀行法第五十二条の四十五第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（準用銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反する、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

第八十五条の七十一 農林中央金庫は、準用銀行法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に定めるものに限る。）を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行った所属外国銀行の業

（新設）

務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)

第八十五条の七十二 準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第七号の三により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2 農林中央金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 農林中央金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 農林水産大臣及び金融庁長官は前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした農林中央金庫が第二項の規定による提出の延期をするについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(証券専門会社等の業務等)

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号まで

(新設)

(証券専門会社等の業務等)

第九十五条 法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号まで

に掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 三（略）

2（略）

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項の

に掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 三（略）

2（略）

3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ（略）

二（略）

（新設）

承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項の認定を受けている会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（法第九十五条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）

）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）

）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号又は第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業

4 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社により第九十八条第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号又は第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当するものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業

業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（同条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6ゝ8（略）

（従属業務等）

第九十七条（略）

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一ゝ七（略）

七の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領する

分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（同条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6ゝ8（略）

（従属業務等）

第九十七条（略）

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一ゝ七（略）

（新設）

ことが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引につき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の機関による判定により行われるものに限る。）

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号及び第十号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九 二十三（略）

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十二号及び前二号に該当するものを除く。）

二十三の三 二十九（略）

二十九の二 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務

（削る）

八 法第五十四条第四項に掲げる業務（同項第十号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

九 二十三（略）

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十二号及び前二号に該当するものを除く。）

二十三の三 二十九（略）

二十九の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十九の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

二十九の三 (略) 三十〓三十九 (略) 3〓7 (略)	(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務) 第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務 二・三 (略)
(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第三百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一〓八 (略) 九 第九十五条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 十・十一 (略) 2・3 (略)	て対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引 二十九の四 (略) 三十〓三十九 (略) 3〓7 (略) (認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務) 第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の四までに掲げる業務 二・三 (略)

（農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第百十八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等

（農林中央金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第百十八条 法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ（略）

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) （略）

(2) 当該法人の親法人等（令第八条第二項に規定する親法人等

をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。
以下同じ。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 三 (略)

をいう。以下同じ。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(農林中央金庫代理業の許可の審査)

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 八 (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、取締役、執行役、会計参与、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 三 (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒

否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) (略)

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(農林中央金庫代理業者の届出等)

第四百四十七条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第四百七十七条の十六までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四〇六（略）

4（略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為）

第四百七十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イハ（略）

一・二（略）

三 準用銀行法第五十二条の四五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法（次条から第四百七十七条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十八条各号の規定に違反する行為

四〇六（略）

4（略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告の類似行為）

第四百七十七条の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七
条の十一及び第百四十七条の十六において「契約締結前交付
書面」という。)

(2) (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に
表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、
手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預
金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百
四十七条の十及び第百四十七条の十四第一項第九号において「手数
料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら
の計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含
む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若し
くはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これ
らの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理
由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第百四十七条の七から第百四十七条の九まで、第百四十七
条の十一及び第百四十七条の十四において「契約締結前交付
書面」という。)

(2) (略)

(特定預金等契約の締結の代理等の業務の内容についての広告等に
表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百四十七条の四 令第四十六条第一号の主務省令で定めるものは、
手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預
金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第百四十七条の六、第百
四十七条の十及び第百四十七条の十二第一項第九号において「手数
料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら
の計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含
む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若し
くはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これ
らの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理
由とする。

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第百四十七条の十六第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第百四十七条の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 農林中央金庫代理業者（準用金融商品取引法第三十七条の三

第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う農林中央金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」

書の主務省令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第百四十七条の十四第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

(新設)

という。)又は当該農林中央金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた

顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（農林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該

期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十七条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、農林中央金庫代理業

者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は農
林中央金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接
続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

第四百四十七条の十三 令第四十七条第一項の規定により示すべき方法
の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち農林中央金庫代理業者が使
用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
する契約締結時交付書面の記載事項）

第四百四十七条の十四 （略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第四百四十七条の十五 （略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）

第四百四十七条の十六 （略）

（届出事項）

（新設）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
する契約締結時交付書面の記載事項）

第四百四十七条の十二 （略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関
して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第四百四十七条の十三 （略）

（特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為）

第四百四十七条の十四 （略）

（届出事項）

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をした場合

二 削除

三 五 （略）

六 削除

七 削除

八 二十九 （略）

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（臨時又は巡回型の施設、無人の設備その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）又は農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

- 二 臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備の設置、移転、又は廃止をした場合

三 五 （略）

- 六 自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第一項に規定する自己資本比率をいう。）を算出する際に保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額を算出するため、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより農林中央金庫の定める方法を用いようとする場合

- 七 前号に規定する農林中央金庫の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

八 二十九 （略）

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略) 三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ・ハ (略) ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面 四 (略) 3 3 6 (略)	一・二 (略) 三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面 イ・ハ (略) ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面 四 (略) 3 3 6 (略)
--	--